

大井九条の会

大井九条の会
事務局連絡先
83-2358 二上

10月6日の定例会では

学習では東京新聞の石破新総裁についての記事と、新婦人新聞の改定地方自治法の記事を中心に学びました。石破氏の安全保障政策については日本の軍事化と同時にアメリカ国内への自衛隊建設など、日米軍事共同体化の一層の強化を主張しており、危険ではないか。今回の解散の前倒しについても、当初は予算委員会での徹底論議により政府がなをを目指しているかを国民に明らかにしてから解散との前言を翻した。それは森山幹事長から、早めの解散の方が自民党にとって有利との判断に基づくものだとの報道だ。元来、衆議院の解散権は憲法69条に規定されており、首相が勝手に解散してよいものではない。憲法違反ではないか。などの論議がされました。

また今年6月19日可決された改定地方自治法については、国の地方自治に対する指示権の拡大は憲法で保障された地方自治を否定するもので危険ではないかとの論議がされました。



「オルタナティブ」

この言葉、最近よく耳にするようになったのではないのでしょうか。形容詞として使うなら「代わりとなる」「伝統的ではない」「名詞であれば「代替」や「選取肢」という意味になるようです。

先の大井町議会議員選挙が無投票という結果であったことは、みなさんご存知でしょうか。定数13名に対して立候補者が同数であったため選挙は行われませんでした。前回の県議会議員選挙においても、立候補者が与党候補者1名のみで無投票でした。また、自民党総裁選挙で新しい総理大臣が決まるや否や、解散総選挙の日程も正式に示されました。本町は神奈川県17区という選挙区内にあり、国政選挙は投票こそ行われますが、野党候補の当選が叶うことは少なく地域の保守層の厚さは健在です。

「オルタナティブ」を示すということ

前述した件は、選取肢、つまり「オルタナティブ」が示されていない実際の事例です。候補者が1人であったり、定数通りであったりと、投票が行われず無投票となってしまうと立候補をした全ての候補者は誰の1票も付託されずに当選が確定してしまいます。手を挙げれば誰でもなれるというような事態は看過できませんし、候補者にとっても当選後の任期期間中のモチベーションを保つ

日本国憲法 第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

第二項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

次回定例会・11月3日(日) 14時～
生涯学習センター第4会議室

11月24日の平和の集いについては別掲のとおりと決まりました。
また、西相地域の九条の会の共同アピールの討論に参加し別添の通りアピール文を決めました。

大井九条の会 平和の集い 平和への思いを語る会 ～戦時体験者から話を聴く～

I部 戦時体験の朗読とお話
II部 平和への思いを語る
(参加者のみなさん)

日時：2024年11月24日(日)
14:00～16:00

場所：大井町生涯学習センター
2階 第1・2会議室

参加費：無料

ことが難しいという課題にもつながります。

私たちが有権者は「オルタナティブ」が示されないと、投票をするという権利を行使できません。

選挙とは、どんな町に住みたいか、この地域でこんな子育てをしてみたいとか、障がいがあっても暮らしやすい地域であってほしいとか、どんな未来を子どもたちに託したいとか、具体的な想いを託せるのは誰なのか、誰に託したいと思うのか、それを決めるためのものでありその意思表示をする最大のチャンスです。その行動が叶わないとなれば、有権者のあなたにとって由々しき事態なのです。

一方で、選取肢がない、オルタナティブが示されないと嘆く人々は、よもや自身がその選取肢になり得るなどということは夢にも思っていないのではないのでしょうか。立候補し自ら候補者になることを被選挙権と言いますが、それもまた「オルタナティブを示す」ということになり得るのです。選取肢が示されないと嘆く前に、その選取肢には、あなた自身もなり得る、その対象であると気づくべきです。自らの投票する権利は、自らが立候補し候補者になることでも行使することができるということを、一人ひとりの有権者が強く認識すべきです。

多くの有権者の投票行動の結果を受けて当選した代表は、その1票の重みがあるからこそ、その想いに応えたいと思うからこそ、たとえ重責に押し潰されそうになっても、真剣にその責務に向き合うことができるのだと、私は思います。

重田 有紀